

意見書案第1号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続等に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成31年3月19日

提出者	
向日市議会議員	上田 雅
〃	長尾 美矢子

賛成者	
向日市議会議員	村田 光隆
〃	杉谷 伸夫
〃	近藤 宏和

## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続等に関する意見書

向日市では、昭和49年(1974年)に分流式下水道を採用して下水道事業に着手し、管路の総延長約138kmのうち、約85%が昭和56年(1981年)から平成7年(1995年)の15年間で整備し、下水道普及率は100%に達している。

しかしながら、これらの管路の一部は、供用を開始してから37年が経過しており、今後、標準耐用年数を迎える管路等が加速度的に増加することから、老朽化対策として計画的に改築していくことが必要であるため、その財源確保が大きな課題となっている。

一方で、節水型社会の定着や人口減少等に伴う水需要の減少により、財政状況は厳しさを増している。このため、向日市では、今後10年間の取組をまとめた「向日市上下水道事業経営戦略」を平成30年3月に策定し、厳しい経営環境においても着実に事業を推進するため、更なる経営効率化を図ることとしている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直すことが必要であり、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされた。これを受けた国の平成30年度予算では、国庫補助が未普及の解消と雨水対策に重点配分されたところである。

これにより、今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は、施設の新設・改築で変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたって市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築にかかる国庫補助を継続するとともに今後増大が見込まれる老朽化対策を踏まえ、改築事業費に係る十分な予算を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

京都府向日市議会